

## 温州みかんの気象災害防止用マルチ施設の取扱いについて

### 1 取扱いについて

下記の目的を達成するためのマルチ施設整備については、下記の要件を満たす場合に限り、攻めの園芸緊急生産対策事業の補助対象とする。

### 2 目的

秋季の高温及び8月以降の多雨条件等、気象的な要因が、温州みかんの品質（着色含む）に大きな影響を与えている。この状況に対応するため、着色促進及び降雨侵入回避対策を十分に施したマルチ施設を早急に整備し、気象災害に強い温州みかん産地整備を推進する。

### 3 採択要件

#### (1) 当該内容に係る要件

|      |                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------|
| 採択要件 | 1 対象品種は県推奨品種とする。                                                     |
|      | 2 対象施設は、巻き上げ装置と一体となった施設とする。                                          |
|      | 3 整備にあたっては、園地内（通路を含む）に雨水が侵入しないように、溝切りや通路等にシートを設置するなど、園外への排水対策を講じること。 |
|      | 4 極早生みかんにおいては、フィガロンや葉面散布剤の使用等により着色促進対策を実施する園とする。                     |

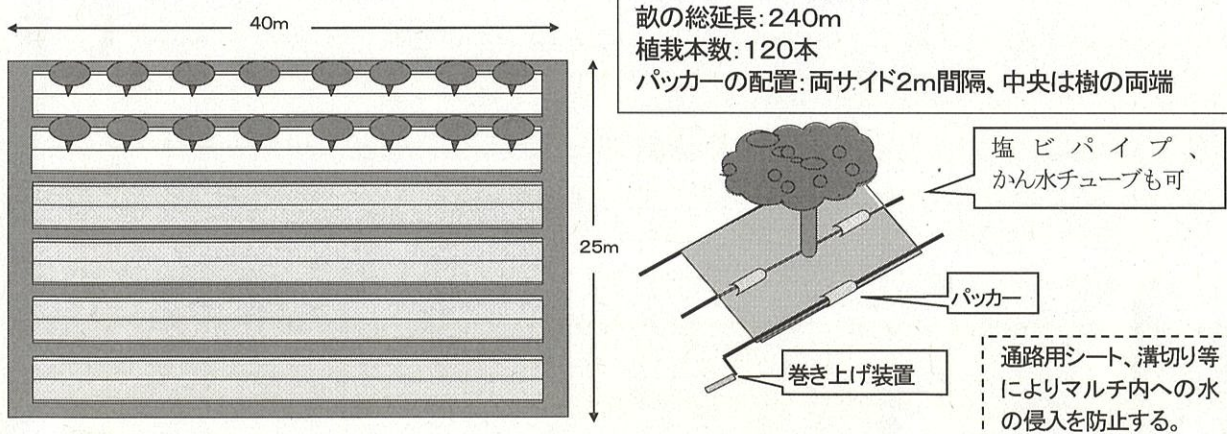
#### (2) 攻めの園芸緊急生産対策事業としての採択要件

### 4 参考

#### (1) 想定施設内容

多孔質マルチ、直管パイプ、パッカー、巻き上げ装置等が一体で整備されるもの

#### (2) 施設概要（例）

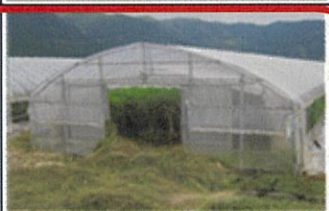


※マルチの敷設幅は、数年後の樹冠拡大にも対応できるよう十分な幅を確保すること。

## 攻めの園芸緊急生産対策事業 耐風性ハウスの取扱いについて

攻めの園芸緊急生産対策事業では、風速 25m/s 以上 35m/s 未満に耐える耐風性ハウスを補助対象とする。その他のハウスについては国庫事業等にて対応。

### <参考 ハウスタイプの目安>

| ハウスタイプ                   | 仕様等                        |                              |                                                                                       |
|--------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 耐風力                        | 骨材等の例                        | イメージ                                                                                  |
| 低コスト耐候性ハウス               | 風速50m/sに耐える強度              | ・100mm×50mm角鋼管で基礎や骨組みの補強     |    |
| 耐候性ハウスに準ずる仕様             | 風速35m/s以上に耐える強度            | ・100mm×50mm角鋼管<br>・48.6mm丸鋼管 |    |
| 単棟ハウス(耐風性)<br>連棟ハウス(耐風性) | 風速25m/s以上<br>35m/s未満に耐える強度 | ・48.6mmパイプ補強<br>・31.8mmパイプ補強 |   |
|                          |                            | ・25mmパイプ<br>(インテパイプ)         |  |
| 連棟ハウス<br>単棟ハウス           | 耐風性は非常に小さい                 | ・22mmパイプ<br>・19mmパイプ         |  |

※採択基準は、攻めの園芸緊急生産対策事業内容一覧のとおり

○耐風性ハウスについては、施工費のみも補助対象とする。

※対象とするハウスは県が定めた規格以下のハウスとする。

(「産地パワーアップ事業」におけるパイプハウスのパイプ資材等の規格  
平成 28 年 農産園芸課 (別紙 4-2))

## 攻めの園芸緊急生産対策事業における中古機械の取扱いについて

### 1 要件

- ・事業主体で複数基導入する場合、全員中古である必要はなく、あくまで「同一技術」であれば新品と中古が混在しても良いものとする。その場合、処分制限期間がそれぞれ異なることに留意する。
- ・いずれの機械についても、残存期間が5年以上あるものとする。

### 2 補助対象

- ・取得費を補助対象とする。
- ・新品の場合と同様の手順で、入札を実施して最低価格のものを導入すること。  
※入札の仕様を示す際に“中古機械を含む”と明示しておく。
- ・残存期間については、法定耐用年数から経過年数を引いたものとする。

## 攻めの園芸緊急生産対策事業におけるハウスの補強等及び中古ハウスの取扱について

## 1 要件

- ・一事業主体内で受益者全員が中古ハウスを整備する必要はなく、「同一技術」であれば新品、中古及び補強等が混在しても良いものとする。ただし、最終的な形態が同等の強度であることとする。

※同一技術：同一部門で整備する施設

- ・整備後、8年間は使用するものとする。

## 2 補助対象

## (1) 補強等

- ・補強等とは、既存ハウスの部材の追加、基礎の追加・補強、老朽化・損傷した部材の交換、軒高の変更等の仕様変更とする。
- ・部材の購入は入札によるものとする。
- ・施工は、自力施工でも可能とする。その場合は、施工費は補助対象外とする。
- ・耐風性ハウスとして利用する場合は、補強等を実施する既存ハウスは耐風性ハウスとし、風速 25～35m/s に耐えるよう確実に補強等を行う。

## (2) 中古ハウスの整備

- ・中古ハウスは、ハウスを他人から取得（または譲渡）し、利用することで、移設を伴うこともできる。また、集約と認められる場合は、原則、個人所有のハウスの移設も可能とする。
- ・補助対象経費は、取得費（※1）、解体撤去費、運搬費、建て込み費（※2）を補助対象とする。

（※1）取得費の補助対象事業費の上限は以下のとおりとする。

新品当時の取得費用（税抜き）×〔残存耐用年数／法定耐用年数〕

（千円未満は切捨）

新品当時の取得費用や残存耐用年数は資産台帳を根拠とする

（例：1,000 万円で導入されて 8 年が経過したハウスを取得する場合は、実際の取得額が 500 万円であっても、補助対象事業費の上限は  $1000 \times (6/14) = 428.5$  万円となり、補助金額の上限は 142.8 万円）

（※1）残存期間については、法定耐用年数から経過年数を引いたものとし、残存期間が無いハウスまたは残存期間や取得費用が確認できないハウスについては、取得費は補助対象外とする。

（※2）中古利用を想定するのは、基礎、本体骨材、補強用の骨材等、施設の本体を構成する主要な大型部材とする。それを接合するためのボルト等や、補強資材については、必要に応じて新品を利用して構わないものと想定し、その経費は「建て込み費」の中に計上する。

- ・解体撤去、運搬、建て込みについては入札により業者を決定する。
- ・耐風性ハウスとして導入する場合は、仕様書に「風速 25～35m/s に耐えるよう必要に応じて補強を行う」旨を明記すること。

## 攻めの園芸緊急生産対策事業における作業受託組織の取扱について

攻めの園芸緊急生産対策事業において、事業主体が果樹の作業受託組織（※）である場合の取扱は、以下のとおりとする。

（※農業者等によって構成され、農作業の一部を受託して行う組織。特に、果樹においてせん定等の作業を受託する組織を想定。）

## 1 組織の要件について

- （１）作業受託組織（以下「組織」という）の代表者は、農業者等地域の担い手であること（作付品目は問わない）。
- （２）以下の内容を定めた組織の規約があること。又、組織の通帳があること。
  - ・ 代表者、会計責任者の氏名
  - ・ 事務局の所在地
  - ・ 総会の開催等、組織の意思決定の方法について
- （３）過去１年以上、組織の活動実績（作業受託活動の実績）があること。
- （４）組織が作業受託する生産者（受益農業者）が３戸以上おり、かつ組織が作業受託するほ場の面積（受益面積）が品目別の面積要件（野菜 30a、果樹 30a、花き 20a）以上であること  
※過去の活動実績が当該要件を満たしていない場合も、事業実施により受益者・受益面積の拡大が計画されており、その計画が要件を満たす場合は、可とする。

## 2 事業内容及びその他の取扱について

- （１）受託作業に必要な機械（樹木粉碎機、電動せん定ハサミ等）の導入に要する経費を補助対象とする。チェーンソー、トラクター等、汎用性が高い機械については不可とする。
- （２）施設の整備に要する経費は補助対象外とする。
- （３）受益面積は、作業受託するほ場の面積とするが、組織の構成員自身が耕作するほ場においても当該機械を使用する場合は、そのほ場も受益面積に含めることが出来る。
- （４）成果指標・成果目標は実施要領のとおりとする（単価向上、収量向上、コスト削減のいずれかの指標で、１割以上達成する見込みが有ること）。
- （５）共同要件については以下のとおりとする
  - ・ 共同作業は必須とする（受託作業を共同で行うこと）。
  - ・ 資材の共同購入及び共同出荷については、要件としない。

## 攻めの園芸生産対策事業における 環境モニタリングシステム機器の取扱いについて

令和5年3月 農産園芸課

### 1. 導入区分

- ・スマート農業関連機器 ※導入効果を確認できる根拠データのあるものに限る。

### 2. 機能、導入効果

- ・ほ場内環境（温湿度、日照時間、炭酸ガス濃度、土壌水分、EC等）をデータで見える化し、最適な栽培管理につなげる。
- ・導入した組合員の環境データを随時共有することができ、栽培技術向上により取組農家全体の収量・品質向上が期待できる。

### 3. 成果指標

- ・生産量・品質の向上（PQC生産支援対策）

### 4. これまでの経緯

- ・環境モニタリングシステム機器は、それ自体で環境を制御できず導入効果が不明であったため、補助対象外としていた。（高度環境制御装置は補助対象）
- ・ただし、要領等には記載していない。

### 5. 今後の運用

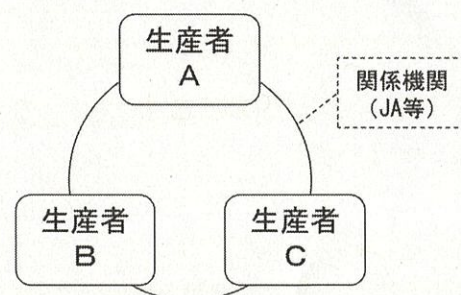
- ・モニタリング機器単体では、PQC要件を達成できないが、そのデータを事業主体で共有・活用することで収量・品質向上が見込める場合、導入可とする。

#### （環境モニタリングシステム機器の導入条件）

- ①事業主体で取得した環境データを共有し、共同で収量・品質向上に取り組むこと。
- ②事業主体と関係機関（JA等）でサポート体制を構築し、学習活動に取り組むこと。
- ③モニタリング機器により効果が高まる施設・機械（自動開閉装置、循環扇、炭酸ガス発生装置等）を既に導入している、または一体的に導入すること。

※①、②については、実施計画書の「3 導入施設等の利用計画（2）共同要件を満たす期間と具体的内容」に詳細を記載すること。

③については、実施計画書の「4 事業の実施内容」の備考欄に記載すること。



### 6. 補助対象経費

本体と設置経費のみ補助対象とする。通信費やクラウド利用料は補助対象外とする。

## 攻めの園芸緊急生産対策事業における

### 高温対策※資材の取扱いについて

※高温、強日射、乾燥等

#### 1 目的

温暖化に起因する高温乾燥等の影響により、夏季の日焼け・裂果や着色不良、冬季のかんきつ類における貯蔵中の腐敗など園芸品目に大きな被害が発生し、生産・出荷量の減少を招いている。

そこで、高温乾燥等による被害軽減対策に有効な資材の導入を支援することで、気象災害に強い園芸産地づくりを推進する。

#### 2 取扱いについて

高温対策に資する資材については、下記の要件を満たす場合に限り、攻めの園芸生産対策事業の補助対象とする。

#### 3 採択要件

##### (1) 当該内容に係る要件

|      |                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採択要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年（3年以上）継続して使用できる資材<br/>（単年度利用の消耗品に当たるものは対象外とする）</li> <li>・ 10%以上の被害軽減効果等が認められること</li> </ul> |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（参考）攻めの園芸緊急生産対策事業内容一覧

##### (2) その他

- ・ 高温対策に取り組む事業主体には優先的にポイント加算を行う（実施基準のとおり）
- ・ 単純更新は補助対象外

#### 4 補助対象となる資材（ポイント加算対象）

##### <補助対象>

- 全品目：遮光ネット等
- 果樹：果実保護資材、鮮度保持資材等
- 花き：地温抑制資材等

<補助率>1/3 以内

##### （参考）対象施設（ポイント加算対象）

##### <補助対象>

- ①既存事業のPQC向上対策に係る「施設の整備に要する経費」対象施設のうち
  - ・ 多目的細霧冷房システム
  - ・ 換気施設（自動巻き上げ）
  - ・ 灌水施設
  - ・ 温度調整施設（換気扇、循環扇）

- ②既存事業の生産基盤強化に係る「さく井、関連施設、園地までの配管に係る経費」対象施設

<補助率>①1/3 以内、②1/2 以内